

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案 参照条文

○ 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年五月九日法律第三十八号）（抄）

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条の規定 公布の日

二 第二条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）の施行の日